

大阪大学法学部規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学学部学則(以下「学則」という。)に基づいて大阪大学法学部(以下「本学部」という。)に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第1条の2 本学部は、法学、政治学および経済学などの学問の基礎を身につけ、歴史と現実および理念の探求を通じて人々の生き方や国際社会を含む社会のあり方を複眼的な視点から理解しようとする姿勢と、論理的な思考力や豊かな対話能力・外国語能力をもち、それらを駆使して人類や社会の公益に貢献できる学識ある人材を養成することを目的とする。

第2章 学生

第1節 学科の変更、転部、編入学、再入学及び復籍

(学科の変更及び転部)

第2条 本学部学生が学科の変更を願い出たとき又は本学の他の学部の学生が本学部へ転部を願い出たときは、本学部の教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、選考するものとする。

(編入学)

第3条 学則第14条の2の規定により、本学部の第3年次に入学を志願する者については、教授会の議を経て選考するものとする。

(編入学生の修業年限、在学年限及び休学期間)

第4条 前条の規定により入学した学生(以下「編入学生」という。)の修業年限は、2年とする。

2 編入学生の在学年限は、4年とする。

3 編入学生の休学期間は、2年を超えることができない。

(再入学及び復籍)

第5条 本学部を退学した者から、再入学の願い出があったときは、学部長が、教授会の議を経て、再入学を認めることができる。

第6条 学則第32条の規定により除籍された者から、所定の期間内に未納の授業料を添えて復籍の願い出があったときは、学部長が、教授会の議を経て、復籍を認めることができる。

(再入学生等の在学期間)

第7条 前2条の規定により入学又は復籍した学生(以下「再入学生等」という。)の在学期間には、退学又は除籍前の在学期間を通算する。

(編入学及び再入学の時期)

第8条 編入学及び再入学の時期は、学年の始めとする。

第2節 教育課程

(教育課程の編成)

第9条 本学部の教育課程は、教養教育系科目、専門教育系科目及び国際性涵養教育系科目をもって編成する。

(教養教育系科目の授業科目、単位数、履修方法等)

第10条 教養教育系科目の科目区分、授業科目及び単位数は、別表1、大阪大学全学共通教育規程等の定めるところによるものとし、本学部における履修方法については、同表のとおりとする。

(専門教育系科目の授業科目、単位数及び履修方法)

第11条 専門教育系科目の科目区分、授業科目及び単位数並びに履修方法については、法学科にあっては別表2-1、国際公共政策学科にあっては別表2-2のとおりとする。

(国際性涵養教育系科目の授業科目、単位数及び履修方法)

第12条 国際性涵養教育系科目の科目区分、授業科目及び単位数は、大阪大学全学共通教育規程等の定めるところによるものとし、本学部における履修方法については、別表3のとおりとする。

(専門教育系科目等の授業の方法及び単位の計算)

第12条の2 教養教育系科目及び専門教育系科目のうち本学部で開設する授業科目（以下単に「授業科目」という。）は、講義又は演習により行い、その単位は15時間をもって1単位とする。

(授業科目の配当年次及び授業時間)

第13条 授業科目の配当年次及び授業時間は、年度ごとに定める。

(履修科目の登録の上限)

第13条の2 卒業の要件として学生が修得すべき単位数（以下「卒業単位」という。）について、2年次及び3年次の学生が、春学期及び夏学期又は秋学期及び冬学期に履修科目として登録することができる単位数は24単位を上限とする。ただし、他の学部から本学部へ転部した学生、編入学した学生、学則第20条の2の規定により留学した学生及び教授会で特に認めた学生については、この限りでない。

(他の学科、他の学部、他の大学等の授業科目の履修)

第14条 学生は、本学部の他の学科が開講する授業科目であって、学科に共通して開講されないものを履修することができる。

- 2 学生は、あらかじめ学部長を経て、他の学部等の長の許可を得たときは、当該学部等の授業科目を履修することができる。
- 3 学生は、教授会の議を経て学部長が承認したときは、本学部が他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）若しくは短期大学と協議する授業科目を履修することができる。
- 4 第1項又は第2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、合算して4単位を限度として別表2-1又は別表2-2の履修方法に定める選択科目の単位として算入することができる。
- 5 第3項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、前項の規定により算入した単位数と合算して、40単位を限度として別表2-1又は別表2-2の履修方法に定める選択科目の単位として算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第 15 条 教授会の議を経て、学部長が教育上有益と認めるときは、本学部に入学者が本学部入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位（大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条第 1 項に規定する科目等履修生及び同条第 2 項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本学部において修得したものと認定することができる。

2 前項の規定により修得したものと認定することができる単位数は、大阪大学において修得した単位以外のものについては、前条第 5 項により修得した単位と合わせて 40 単位を限度とする。

(転部学生の履修方法の特例)

第 16 条 第 2 条の規定により本学部へ転部した学生が転部前の所属学部にて履修した授業科目は、4 単位以内に限り、第 14 条第 2 項の規定により修得したものとみなす。

(編入学生の履修方法の特例)

第 17 条 編入学生が入学前に修得した本学部の授業科目の単位は、別表 2-1 又は別表 2-2 の履修方法に定める単位に算入することができる。

(再入学生等の履修方法の特例)

第 18 条 再入学生等の退学又は除籍前の本学部における修得単位は、卒業単位に算入する。

2 再入学生等が退学又は除籍前に第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第 14 条第 4 項及び第 5 項に定めるところにより、別表 2-1 又は別表 2-2 の履修方法に定める単位に算入することができる。

(履修授業科目の届出)

第 19 条 学生は、指定する期日までに、当該学期又は学年において履修しようとする授業科目を学部長に届け出なければならない。

第 3 節 試験及び単位の授与

(試験)

第 20 条 定期試験は、授業科目が開講されている期間に行うものとする。

2 前項の試験のほか、教授会の議を経て学部長が必要と認めたときは、追試験を行うことがある。

(受験科目)

第 21 条 学生は、履修した授業科目についてのみ、試験を受けることができる。ただし、既に単位を修得した授業科目については、試験を受けることができない。

(試験の判定)

第 22 条 試験の成績は、100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。

2 試験の成績は、次の評語をもって表す。

A+ (90 点以上)

A (85 点以上 90 点未満)

A- (80 点以上 85 点未満)

B+ (75 点以上 80 点未満)

B (70 点以上 75 点未満)

C+ (65 点以上 70 点未満)

- C (61 点以上 65 点未満)
- C- (60 点以上 61 点未満)
- F (60 点未満)

(単位の授与)

第 23 条 前条の規定により、試験に合格した授業科目については、所定の単位を授与する。

第 4 節 卒業

(卒業資格)

- 第 24 条 卒業の認定を受けることができる者は、所定の期間在学し、卒業単位を修得した者とする。
- ただし、第 3 項に定める場合を除き、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、学則第 8 条に規定する期間在学しない場合でも、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。
- 2 卒業単位は、別表 1、別表 2-1、別表 2-2 及び別表 3 に定める履修方法により、全学共通教育科目から 32 単位以上、高度教養教育科目から 2 単位以上、高度国際性涵養教育科目から 2 単位以上、専門教育系科目から 80 単位以上を含め、132 単位以上を修得しなければならない。ただし、編入学生にあっては、全学共通教育科目の 32 単位は、既に修得したものとみなす。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、3 年以上在学し、卒業の要件として本学部が定める単位を優秀な成績をもって修得した等の要件を満たしたと認められる学生について、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。
- 4 前項における卒業認定の基準は、別に定める。

第 5 節 連携法曹基礎課程

(連携法曹基礎課程)

- 第 24 条の 2 法学部に連携法曹基礎課程を設ける。
- 2 連携法曹基礎課程は、履修プログラムとし、修了の要件を満たしたと認められる学生について、学部長は、教授会の議を経て、当該課程の修了を認定することができる。
- 3 前項における修了認定の基準は、別に定める。

第 3 章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生の入学)

第 25 条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者については、学部長は、教授会の議を経て選考の上、入学を許可することがある。

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生の入学出願)

第 26 条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者は、願書に履歴書その他必要な書類を添え、学部長に提出するものとする。

(特別聴講学生の入学資格)

第 27 条 特別聴講学生として入学することができる者は、本学部との協議が成立している他の大学又は外国の大学に在学中の者とする。

(特別聴講学生の入学時期及び在学期間)

第 28 条 特別聴講学生の入学の時期は、履修しようとする授業科目が配置された学期の始めとし、その在学期間は、履修する授業科目が配置された期間とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(特別聴講学生に対する試験及び単位の授与)

第 29 条 特別聴講学生に対する試験及び単位の授与については、第 2 章第 3 節の規定を準用する。

(科目等履修生の入学資格)

第 30 条 科目等履修生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学を卒業した者
- (3) 前 2 号と同等以上の学力があると認められる者
- (4) 教授会の議を経て学部長が適当と認めた者

(科目等履修生の入学時期及び在学期間)

第 31 条 科目等履修生の入学の時期及び在学期間については、第 28 条の規定を準用する。

(科目等履修生の履修科目数)

第 32 条 科目等履修生が履修できる授業科目数は、3 科目以内とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- (1) 教育職員免許状取得に必要な教職に関する科目として履修する場合
- (2) その他教授会の議を経て学部長が必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、授業科目のうち、「法政導入演習」、「法政情報処理」、「法政基礎演習 a」、「法政基礎演習 b」、「演習 1 a」、「演習 1 b」、「演習 2 a」、「演習 2 b」、「法情報学 1」、「法情報学 2」、「セミナーⅡ a」、「セミナーⅡ b」、「セミナーⅢ a」、「セミナーⅢ b」、「セミナーⅣ a」、「セミナーⅣ b」、「Project Seminar in English」及び「インターンシップ」は履修することができない。

(科目等履修生に対する試験及び単位の授与)

第 33 条 科目等履修生に対する試験及び単位の授与については、第 2 章第 3 節の規定を準用する。

(聴講生の入学資格)

第 34 条 聴講生として入学することができる者については、第 30 条の規定を準用する。

(聴講生の入学時期及び在学期間)

第 35 条 聴講生の入学の時期及び在学期間については、第 28 条の規定を準用する。この場合において、「履修」とあるのは、「聴講」と読み替えるものとする。

(聴講生の聴講科目数)

第 36 条 聴講生が聴講できる授業科目数は、5 科目以内とする。ただし、教授会の議を経て学部長が別に定めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目のうち、「法政導入演習」、「法政情報処理」、「法政基礎演習 a」、「法政基礎演習 b」、「演習 1 a」、「演習 1 b」、「演習 2 a」、「演習 2 b」、「法情報学 1」、「法情報学 2」、「セミナーⅡ a」、「セミナーⅡ b」、「セミナーⅢ a」、「セミナーⅢ b」、「セミナーⅣ a」、「セ

ナーⅣb)、「Project Seminar in English」及び「インターンシップ」は聴講することができない。

(聴講生に対する試験及び単位の授与)

第 37 条 聴講生に対しては、試験及び単位の授与は行わない。

(研究生の入学資格)

第 38 条 研究生として入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 教授会の議を経て学部長が適当と認めた者

(研究生の在学期間)

第 39 条 研究生の在学期間は、1 年以内とし、当該年度を超えないものとする。ただし、研究上必要と認めるときは、在学期間を延長することができる。

2 前項ただし書の規定により、在学期間の延長を希望するときは、年度ごとに学部長に願い出て、許可を受けなければならない。

(研究生の指導)

第 40 条 研究生の指導教員は、教授会の議を経て学部長が定める。

2 研究生は、指導教員を経て、他の教員の許可を得たときは、当該教員の指導を受けることができる。

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生の退学及び除籍)

第 41 条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生が退学しようとするときは、学部長に願い出なければならない。

2 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生として不適当と認められる者については、学部長は、教授会の議を経て、これを除籍することができる。

第 4 章 補則

(規格外事項の処理)

第 42 条 この規程に定めるもののほか、本学部に関する必要な事項は、教授会の議を経て学部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則

- 1 この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日現在法学部に在学する者(以下この項において「在学者」という。)及び平成 27 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学、転部又は学科を変更する者については、改正後の別表 2 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の場合における改正前の別表 2 の適用については、公法の項に

環境法	※	2	
犯罪者処遇法		2	

」を、私法の項に、

「

手形法・小切手法	2	
民事訴訟法 1	2	
民事訴訟法 2	2	
裁判学	2	

」 を、基礎法学の項に、

「

中国法	4	
-----	---	--

」 を、総合・展開の項に、

「

演習 1 a	2	
演習 1 b	2	
演習 2 a	2	
演習 2 b	2	

」 を、隣接の項に、

「

マスコミと国際公共政策	2	
現代紛争論	2	
ディンジョンセオリー	2	

」 を、それぞれ加える

ものとする。

- 4 第 2 項の場合における改正前の別表 3 の適用については、応用展開系の項に

「

マスコミと国際公共政策	2	
-------------	---	--

」 を、法学系の項に、

「

環境法 ※	2	
民事訴訟法 1	2	
民事訴訟法 2	2	
中国法	4	

」 を、政治学系の項に、

「

市民社会論	2	
現代紛争論	2	

」 を、経済政策系の項に、

「

環境と開発	2	
地域統合論	2	

」 を、それぞれ加える

ものとする。

- 5 前 2 項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修できないものとする。

左 欄	右 欄
民事訴訟法	民事訴訟法 1
	民事訴訟法 2
演習 1	演習 1 a
	演習 1 b
演習 2	演習 2 a
	演習 2 b
特別講義（環境法）	環境法
特別講義（犯罪者処遇法）	犯罪者処遇法
特別講義（手形法・小切手法）	手形法・小切手法
特別講義（裁判学）	裁判学

アジア法論	中国法
特別講義（シティズンシップ論）	市民社会論
特別講義（マスコミと国際公共政策）	マスコミと国際公共政策
特別講義（現代紛争論）	現代紛争論
特別講義（環境と開発）	環境と開発
特別講義（地域統合）	地域統合論

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 30 年 3 月 31 日現在法学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 30 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学、転部又は転科する者については、改正後の別表 2 及び別表 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 前項の場合における改正前の別表 2 の適用については、総合・展開の項に

「	自治体インターンシップ演習基礎	1	
	自治体インターンシップ演習応用	1	

」を、加えるものとする。

- 第 2 項の場合における改正前の別表 3 の適用については、応用展開系の項に

「	自治体インターンシップ演習基礎	1	
	自治体インターンシップ演習応用	1	

」を、加えるものとする。

- 前 2 項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修できないものとする。

左 欄	右 欄
特別講義（行政法インターンシップ演習基礎）	自治体インターンシップ演習基礎
特別講義（行政法インターンシップ演習応用）	自治体インターンシップ演習応用

附 則

- この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 31 年 3 月 31 日現在法学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び平成 31 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学、転部又は転科する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の場合における改正前の第 13 条の 2 の適用については、同条第 1 項中「又はグローバルコラボレーション科目」とあるのは「、グローバルコラボレーション科目又はグローバルイニシアティブ科目」と、同条第 2 項中「及びグローバルコラボレーション科目」とあるのは「、グローバルコラボレーション科目及びグローバルイニシアティブ科目」と、改正前の第 14 条の適用については、同条第 3 項中「他の大学若しくは短期大学又は外国の大学」とあるのは「他の大学、専門職大学若しくは短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）又は外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 第 2 項の場合における改正前の別表 2 の適用については、私法の項に

「	商法 4	※	2	
	民事訴訟法		4	

」を、基礎法学の項に、

「

E U法概論	2	
--------	---	--

」を、総合・展開の項に、

「

法政基礎演習 a	2	
法政基礎演習 b	2	

」を、隣接の項に、

「

社会科学のための数学	2	
計量経済学Ⅰ	2	
Data Management	2	

」を、それぞれ加えるものとする。

5 第2項の場合における改正前の別表3の適用については、法学系の項に

「

商法4 ※	2	
民事訴訟法	4	
E U法概論	2	
特別講義	4	
特別講義	2	
特別講義	1	

」を、政治学系の項に、

「

特別講義	4	
特別講義	2	
特別講義	1	

」を、経済政策系の項に、

「

社会科学のための数学	2	
計量経済学Ⅰ	2	
計量経済学Ⅱ	2	
国際経済学Ⅱ	2	
Data Management	2	
特別講義	4	
特別講義	2	
特別講義	1	

」を、それぞれ加えるものとする。

6 前2項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修できないものとする。

左 欄	右 欄
特別講義（金融商品取引法）	商法4
特別講義（E U法概論）	E U法概論
ディビジョンセオリー	社会科学のための数学
政策データ分析	計量経済学Ⅰ
中級計量経済学	計量経済学Ⅱ
特別講義（国際マクロ経済学）	国際経済学Ⅱ

附 則

- この改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 令和2年3月31日現在法学部2年次以上に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和2年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学、転部又は転科する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の場合における改正前の別表 2-1 の適用については、私法の項に

「 商法 1（会社法）	4	
商法 2（総則・商行為）	2	

」を、加えるものとする。

- 4 第 2 項の場合における改正前の別表 2-2 の適用については、法学系の項に

「 商法 1（会社法）	4	
商法 2（総則・商行為）	2	

」を、経済政策系の項に、

「 国際経済学 I	※	2	国際
経済思想		2	

」を、それぞれ加えるものとする。

- 5 前 2 項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修できないものとする。

左 欄	右 欄
商法 1	商法 2（総則・商行為）
商法 2	商法 1（会社法）
国際貿易と投資	国際経済学 I

附 則

- この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 3 年 3 月 31 日現在法学部 3 年次以上に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和 3 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学、転部又は転科する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の場合における改正前の別表 2-2 の適用については、経済政策系の項に

「 計量経済	4	
日本経済史 1	2	
日本経済史 2	2	
経済学史	※	4

」を、加えるものとする。

- 4 前項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修できないものとする。

左 欄	右 欄
エコノメトリックス	計量経済
日本経済史	日本経済史 1
	日本経済史 2
経済学説史	経済学史

附 則

- この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 4 年 3 月 31 日現在法学部 4 年次に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和 4 年 4 月 1 日以降において在学者の属する年次に編入学、再入学、転部又は転科する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 前項の場合における改正前の別表 3 の適用については、高度国際性涵養教育科目の項目「他学部」とあるのは「他学部等」と読み替えるものとする。

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日現在法学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和6年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学、転部又は転科する者については、改正後の別表2-2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日現在法学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和7年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学、転部又は転科する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の場合における改正前の別表2-1の適用については、基礎の項に
「

国際関係論Ⅰ	2	
--------	---	--

」を、政治学の項に
「

国際関係論Ⅱ	2	
--------	---	--

」を、それぞれ加えるものとする。
- 4 第2項の場合における改正前の別表2-2の適用については、入門概説系の項に
「

国際関係論Ⅰ	2	
--------	---	--

」を、政治学系の項に
「

国際関係論Ⅱ	2	
--------	---	--

」を、それぞれ加えるものとする。
- 5 前2項の場合において、次表の左欄に掲げる授業科目の単位を既に修得した者は、対応右欄の授業科目を履修できないものとする。

左 欄	右 欄
国際関係論入門	国際関係論Ⅰ
特別講義（国際政治経済論）	国際関係論Ⅱ

附 則

- 1 この改正は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日現在法学部に在学する者（以下この項において「在学者」という。）及び令和8年4月1日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学、転部又は転科する者については、改正後の第22条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1 教養教育系科目の履修方法

教養教育系科目について、次に示すとおり授業科目を履修し、18単位以上を修得しなければならない。

全学共通教育科目	学問への扉	学問への扉の授業科目のうちから2単位を修得すること。
	基盤教養教育科目	人文科学系科目、社会科学系科目、自然科学系科目及び総合型科目のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し、10単位以上を修得すること。
	情報教育科目	「情報社会基礎」（2単位）を修得すること。
	健康・スポーツ教育科目	「スマート・スポーツリテラシー」（2単位）又は「スマート・ヘルスリテラシー」（2単位）を選択履修し、2単位を修得すること。
	アドヴァンスト・セミナー	修得した単位は、卒業単位として算入することができる。
高度教養教育科目		次の授業科目のうちから、2年次秋学期以降に選択履修し、2単位以上を修得すること。 ・本学部が開設する次の高度教養教育科目

	「ロイヤリング（紛争処理）」（2単位）、「マスコミと国際公共政策」（2単位）及び「社会連携講義」（2単位） ※なお、社会連携講義については、年度当初に当該年度において開講する授業科目を定める。 ・他学部等が高度教養教育科目として提供する科目で本学部が別に指定する科目 ・3年次以降に履修する第14条第1項に規定する科目で本学部が別に指定する科目 ・全学教育推進機構が開講する高度教養教育科目 ・コミュニケーションデザイン科目で本学部が認める科目
--	---

別表2－1 専門教育系科目の授業科目（法学科）

分 類	科 目 名	単位数	種 別
基礎	法学の基礎	2	
	政治学の基礎	2	
	国際関係論Ⅰ	2	
	法政導入演習	2	
	法政情報処理	2	
公法	憲法1	4	
	憲法2	4	
	行政法1	2	
	行政法2	2	
	行政法3	2	
	行政法4	2	
	地方自治法	2	
	環境法 ※	2	
	税法1	2	
	税法2	2	
	刑法1	4	
	刑法2	4	
	刑事訴訟法	4	
	犯罪者処遇法	2	
	国際法1	2	
	国際法2	2	
	国際法3	2	
私法	民法1	4	
	民法2	4	
	民法3	4	
	民法4	2	
	商法1（会社法）	4	
	商法2（総則・商行為）	2	
	商法3 ※	2	
	商法4 ※	2	
	経済法	2	
	知的財産法1	2	
	知的財産法2	2	
	知的財産法3	2	
	民事訴訟法	4	
	民事回収法1	2	
	民事回収法2	2	
	裁判学	2	

分 類	科 目 名	単位数	種 別
	労働法	4	
	社会保障法	2	
	国際私法	2	国際
	国際経済法	2	国際
	国際取引法	2	国際
基礎法学	日本近代法史	4	
	西洋法制史	4	
	ローマ法 ※	4	
	法理学 ※	4	
	法思想史 ※	4	
	法社会学	4	
	中国法	4	
	E U 法概論	2	国際
政治学	政治学原論	4	
	政治過程論	4	
	西洋政治思想史	4	
	西洋政治史	4	
	日本政治史	4	
	国際政治学 ※	4	
	外交史 ※	4	
	国際関係論Ⅱ	2	
	行政学	4	
	地方行政論	2	
	比較政治	4	
	アジア政治史	4	
総合・展開	法政基礎演習 a	2	
	法政基礎演習 b	2	
	演習 1 a	2	◎
	演習 1 b	2	◎
	演習 2 a	2	
	演習 2 b	2	
	外国語文献研究 1	2	国際
	外国語文献研究 2	2	国際
	特別講義	4	
	特別講義	2	
	特別講義	1	
	日本の法制度	2	
	法医学	2	
	法情報学 1	2	
	法情報学 2	2	
	自治体インターンシップ演習基礎	1	
	自治体インターンシップ演習応用	1	
隣接	ミクロ経済入門	2	
	マクロ経済入門	2	
	現代紛争論	2	国際
	社会科学のための数学	2	
	ミクロ経済学	2	
	マクロ経済学	2	
	公共経済学	2	国際
	財政 ※	4	

分 類	科 目 名	単位数	種 別
	経済史	4	
	計量経済学Ⅰ	2	
	Data Management	2	

履修方法

- 1 種別欄の◎印は必修科目、無印は選択科目を示す。なお、「国際」とあるのは、高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目を示す。また、科目名の※印は隔年開講の科目を示す。
- 2 別表２－１の中から必修科目４単位、選択科目７６単位以上、計８０単位以上を修得しなければならない。
- 3 別表２－２に規定する授業科目（別表２－１に規定するものを除く。）について修得した単位は、第１４条第１項及び第４項に基づき、前項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。ただし、本学部が高度教養教育科目に指定した科目については除く。
- 4 「法政基礎演習 a」及び「法政基礎演習 b」は２年次を対象に、「演習１ a」、「演習１ b」、「演習２ a」及び「演習２ b」は、３、４年次を対象に開講する。「演習」の a、b は、それぞれ１、２の順に履修しなければならない。
- 5 原則として、「演習」の a は春学期から夏学期まで、「演習」の b は秋学期から冬学期まで開講する。
- 6 同一年度においては、同一教員の「演習」の a、b を履修する。ただし、当該年度に休学又は留学した場合には、この限りでない。
- 7 「外国語文献研究１」は、最初に履修する外国語文献研究を示し、「外国語文献研究２」は、その後に履修する外国語文献研究を示す。
- 8 特別講義については、年度当初に当該年度において開講する授業科目を定める。
- 9 「法学の基礎」、「政治学の基礎」、「国際関係論Ⅰ」、「法政導入演習」及び「法政情報処理」は、１年次配当科目のため、原則として、他の年次の者は履修できない。
- 10 「日本の法制度」は履修対象者を留学生に限定して開講する。

別表２－２ 専門教育系科目の授業科目（国際公共政策学科）

分 類	科 目 名	単位数	種 別
入門概説系	法学の基礎	2	◎
	政治学の基礎	2	◎
	国際関係論Ⅰ	2	◇
	ミクロ経済入門	2	◎
	マクロ経済入門	2	◇
	国際公共政策	2	◎
セミナー系	セミナーⅡa	2	◎
	セミナーⅡb	2	◎
	セミナーⅢa	2	◎
	セミナーⅢb	2	◎
	セミナーⅣa	2	
	セミナーⅣb	2	
	Project Seminar in English	2	◇
応用展開系	インターンシップ	2	
	ネゴシエーション	2	
	人間の安全保障	2	国際
	自治体インターンシップ演習基礎	1	
	自治体インターンシップ演習応用	1	
	特別講義	4	

分 類	科 目 名	単位数	種 別
法学系	特別講義	2	
	特別講義	1	
	憲法 1	4	◇
	憲法 2	4	
	行政法 1	2	◇
	行政法 2	2	◇
	行政法 3	2	
	行政法 4	2	
	環境法 ※	2	
	税法 1	2	
	税法 2	2	
	刑法 1	4	
	刑法 2	4	
	刑事訴訟法	4	
	民法 1	4	◇
	民法 2	4	
	民法 3	4	
	民法 4	2	
	商法 1（会社法）	4	
	商法 2（総則・商行為）	2	
	商法 3 ※	2	
	商法 4 ※	2	
	知的財産法 1	2	
	知的財産法 2	2	
	知的財産法 3	2	
	民事訴訟法	4	
	民事回収法 1	2	
	民事回収法 2	2	
	経済法	2	
	労働法	4	
	社会保障法	2	
	国際法 1	2	◇
	国際法 2	2	◇
	国際法 3	2	◇
	国際私法	2	国際
	国際経済法	2	国際
	国際取引法	2	国際
	国際環境法	2	国際
	国際人権法	2	国際
	中国法	4	
	日本の法制度	2	
	EU 法概論	2	国際
	特別講義	4	
	特別講義	2	
	特別講義	1	
政治学系	政治学原論	4	◇
	政治過程論	4	
	西洋政治思想史	4	◇
	アジア政治史	4	
	西洋政治史	4	

分 類	科 目 名	単位数	種 別
	日本政治史	4	◇
	国際政治学 ※	4	
	外交史 ※	4	
	国際関係論Ⅱ	2	
	行政学	4	
	地方行政論	2	
	市民社会論	2	国際
	比較政治	4	
	外交政策論	2	国際
	現代紛争論	2	国際
	平和学	2	国際
	現代ヨーロッパ政治	2	国際
	国際行動論	2	国際
	国際機構論	2	国際
	特別講義	4	
	特別講義	2	
	特別講義	1	
経済政策系	ミクロ経済学	2	◇
	マクロ経済学	2	
	ゲーム理論	2	
	経済発展	2	国際
	環境と開発	2	国際
	公共経済学	2	国際
	ヒューマン・キャピタル	2	国際
	財政 ※	4	
	金融 ※	4	
	計量経済	4	
	経済史	4	
	日本経済史 1	2	
	日本経済史 2	2	
	社会科学のための数学	2	◇
	計量経済学Ⅰ	2	◇
	計量経済学Ⅱ	2	
	国際経済学Ⅰ ※	2	国際
	国際経済学Ⅱ ※	2	
	Data Management	2	◇
	特別講義	4	
	特別講義	2	
	特別講義	1	

履修方法

- 1 種別欄の◎印は必修科目、◇印は選択必修科目、無印は選択科目を示す。なお、「国際」とあるのは、高度国際性涵養教育科目を兼ねる科目を示す。また、科目名欄の※印は隔年開講の科目を示す。
- 2 別表2-2の中から必修科目16単位、選択必修科目8単位以上、選択科目56単位以上、計80単位以上を修得しなければならない。
- 3 前項に規定する選択必修科目のうち8単位を超えて修得した単位は、同項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。

- 4 別表 2-1 に規定する授業科目（別表 2-2 に規定するものを除く。） について修得した単位は、第 14 条第 1 項及び第 4 項に基づき、前項に規定する選択科目の単位数に算入することができる。ただし、本学部が高度教養教育科目に指定した科目については除く。
- 5 「セミナーⅡa」、「セミナーⅡb」、「セミナーⅢa」、「セミナーⅢb」、「セミナーⅣa」又は「セミナーⅣb」を、春学期から夏学期まで又は秋学期から冬学期までに重ねて履修することはできない。
- 6 原則として、「セミナー」の a は春学期から夏学期までに、「セミナー」の b は秋学期から冬学期までに開講する。
- 7 同一年度においては、同一教員の「セミナー」の a、b を履修する。ただし、春学期から夏学期までに休学又は留学した場合は、この限りでない。
- 8 特別講義については、年度当初に当該年度において開講する授業科目を定める。
- 9 「日本の法制度」は履修対象者を留学生に限定して開講する。

別表 3 国際性涵養教育系科目の履修方法

国際性涵養教育系科目について、次に示すとおり授業科目を履修し、18 単位以上を修得しなければならない。

全学共通教育科目	マルチリンガル教育科目	(1) 第1外国語として、総合英語のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し6単位、実践英語のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し2単位を修得すること。ただし、英語を母語とする外国人留学生については、第2外国語として設定されているドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語及び日本語のうちから1外国語を選択し、第1外国語として履修することができる。
		(2) 第2外国語として、ドイツ語、フランス語、ロシア語及び中国語のうちから1外国語を選択履修し、本学部が指定する授業科目の中から4単位を修得すること。ただし、外国人留学生については、日本語を選択し、履修することができる。この場合、第1外国語として、日本語を履修している外国人留学生については、第2外国語として日本語を選択できない。
		(3) グローバル理解の授業科目のうち本学部が指定する授業科目の中から選択履修し、4単位を修得すること。ただし、外国人留学生で第2外国語の日本語を選択履修した場合は、「多文化コミュニケーション（日本語）」の科目4単位を修得すること。
高度国際性涵養教育科目		次の授業科目のうちから、2年次秋学期以降に選択履修し、2単位以上を修得すること。 ・別表2－1及び別表2－2に定める高度国際性涵養教育科目 ・他学部等が高度国際性涵養教育科目として提供する科目で本学部が別に指定する科目